

第4回 農業委員会議事録

1. 開催の日時 平成28年4月25日(月)午後1時30分

2. 開催の場所 当麻町農業合同事務所 2階 第1会議室

3. 出席する資格を有する委員の総数 13名

4. 出席委員(13名)

1番	阿部 稔	8番	田中 弘一
2番	野村 敏博	9番	佐々木 康二
3番	富永 学	10番	溝渕 康裕
4番	伊林 久信	11番	住田 哲也
5番	坂口 啓郎	12番	朴谷 和夫
6番	舟山 仁志	13番	氏家 知身
7番	森 正美		

5. 欠席委員(0名)

6. 議事日程

報告第4号	農地法第18条第6項について
議案第14号	農地法第3条の規定に基づく許可申請について
議案第15号	農業経営基盤強化促進法に基づく計画について
議案第16号	土地の現況証明書の交付について
議案第17号	あっせんの申出者について

その他

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	松田 武
事務局次長	新村 幸恵
事務局係長	佐藤 公紀

8. 会議の概要

- 局長： 全員揃いましたので、ご起立願います。礼
- 議長： それでは只今より、平成28年第4回農業委員会総会を開会します。北海道にも桜の便りが届くようになりましたけども、農家の皆さんも田んぼ起こしが始まったと聞いておりますので、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。
- 議長： 本日の会議録署名委員は、議席8番、田中委員、議席9番、佐々木委員にお願いいたします。ただいまの出席委員は13名でありまして定足数でございます。それでは、局長から本日の議事日程について説明をしてください。
- 局長： はい、1ページをお開き願います。本日の議題については、報告第4号、農地法第18条第6項について、6件、議案第14号 農地法第3条の規定に基づく許可申請について、2件、所有権移転1件、使用貸借1件、議案第15号、農業経営基盤強化促進法に基づく計画について、11件、売買2件、新規8件、継続1件、議案第16号、土地の現況証明書の交付について、2件、議案第17号、あっせんの取下者について、1件、その他。以上、よろしくご審議願います。
- 議長： それでは、議題に入らせていただきます。2ページの報告第4号、農地法第18条第6項について、事務局より1番から6番について説明願います。
- 事務局次長： はい、報告第4号、農地法第18条第6項について、次のとおり、農地の賃貸借及び使用貸借の合意解約通知があったので報告する。平成28年4月25日、提出、当麻町農業委員会会長名、番号1、貸主、〇〇〇〇、〇〇 〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇 〇〇、以下3番まで借主同じ、地番〇〇〇番〇の内、地目、田、面積、〇,〇〇〇㎡、番号2、貸主、〇〇〇〇、〇〇 〇〇、地番〇〇〇番〇外3筆計4筆、地目全て田、面積合計〇,〇〇〇㎡、番号3、貸主、〇〇〇〇、〇〇 〇〇、地番〇〇〇番〇の内、地目、田、面積、〇,〇〇〇㎡、1番から3番については、借主の規模縮小により、新たな借主と契約のための解約です。番号4、貸主、〇〇〇〇、〇〇 〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇 〇〇、地番〇〇〇〇番〇外2筆計3筆、地目全て田、面積合計〇,〇〇〇㎡、使用貸借から、第3者へ賃貸するための解約です。番号5、貸主、〇〇〇〇、〇〇 〇〇、〇〇〇〇、〇〇 〇〇、地番〇〇〇〇番〇外4筆計5筆、地目全て田、面積合計〇〇,〇〇〇㎡、法定相続人と新たに賃貸をするための解約です。番号6、貸主、〇〇〇〇、〇〇 〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇、地番〇〇〇〇番〇、地目、畑、面積、〇,〇〇〇㎡、後ほど審議されます、現況証明書申請のための解約です。以上です。
- 議長： 只今、事務局より農地法第18条第6項の合意解約通知のありました1番から6番について報告がありました。今の報告内容について、皆様からご発言はありますか。

各委員： ありません。

議長： それでは、無いようですので、1番から6番について報告とさせていただきます。

議長： 続きまして、3ページの農地法第3条の規定に基づく許可申請について審議を致します。事務局より所有権移転の1番について説明をお願いします。

事務局次長： はい、議案第14号、農地法第3条の規定に基づく許可申請について、次のとおり、農地の権利の移転について許可申請があったので審議を求めます。平成28年4月25日提出、当麻町農業委員会会長名、所有権移転、番号1、譲渡人、〇〇〇〇、〇〇 〇〇、譲受人、〇〇〇〇、〇〇 〇〇、地番〇〇 〇番〇、地目、田、面積〇,〇〇〇㎡、水張〇〇.〇a 経営面積、〇〇,〇〇〇㎡、うち借入面積 0㎡、申請理由、贈与、本申請箇所について4ページをご覧ください。以前より譲受人が〇〇〇番〇の自己所有地を含め申請地を取り込み耕作をしていたため、譲渡人より贈与をしたいとの申し出があり、譲受人と協議をした所、贈与の合意が成立したためであります。3ページにお戻りください。〇〇氏は、農業者として50年が経過をしております。贈与の権利取得後においては、農地を利用し機械、労働、技術、地域との関係性を見ても問題はなく許可要件を満たしていると考えます。別添の農地法第3条調査書の1枚目を後ほどご覧ください。以上です。

議長： 只今、所有権移転の1番について説明がありましたが、この件について何かご質問等ありませんか。

各委員： ありません。

議長： それでは、採決致します。所有権移転の1番について原案の通り決定する事に賛成の委員は挙手をお願いします。

「 全 員 挙 手 」

議長： 賛成全員であります。議案第14号 農地法第3条の規定に基づく所有権移転の許可申請1番については、原案のとおり決定を致しました。

議長： 続きまして、使用貸借の2番について事務局より説明して下さい。

事務局次長： はい、使用貸借の番号2、貸主、〇〇〇〇、〇〇 〇〇、借主、〇〇〇 〇、〇〇 〇〇、地番、〇〇〇〇番〇外1筆計2筆、地目、全て田、面積合計〇〇,〇〇〇㎡、水張、〇〇〇.〇a、経営面積うち借入面積とも〇〇〇,〇〇〇.〇〇㎡、申請理由、経営移譲、願出のありました土地は、後ほど審議がありますあっせんの取下げにより父親の〇〇〇氏が所有の農地について、息子の〇〇が使用貸借により耕作をするための契約であります。〇〇氏は、農業経営者として43年が経過をしております。使用貸借の権利取得後においても、農地を利用し機械、労働、技術、地域との関係性を見ても問題はなく許可要件を満たしていると考えます。別添の農地法第3条調査書の2枚目を後ほどご覧ください。以上です。

議長： 只今、使用貸借の2番について説明がありましたが、この件について何かご質問等ありませんか。

各委員： ありません。

議長： それでは、採決致します。使用貸借の2番について原案の通り決定する事に賛成の委員は挙手をお願いします。

「 全 員 挙 手 」

議長： 賛成全員であります。議案第15号 農地法第3条の規定に基づく使用貸借の許可申請2番については、原案のとおり決定を致しました。

議長： 6ページの議案第15号、農業経営基盤強化促進法に基づく計画について審議致します。所有権移転の1番について事務局より説明をお願いします。

事務局次長： はい、議案第15号、農業経営基盤強化促進法に基づく計画について、次のとおり農用地利用集積計画（第4回）の決定について審議を求める。平成28年4月25日、提出、当麻町農業委員会会長名、所有権移転の番号1、売主、〇〇〇〇、〇〇 〇〇、買主、〇〇〇〇、〇〇 〇〇、地番〇〇〇〇番〇外3筆計4筆、地目、〇〇〇〇番〇畑外3筆田、面積合計、〇〇,〇〇〇㎡、水張、〇〇〇.〇a、作付、〇〇a、経営面積〇〇〇,〇〇〇.〇〇㎡、うち借入面積、〇〇,〇〇〇.〇〇㎡、申請理由、高齢のため、あっせん委員は、住田委員、舟山委員、佐々木委員、売買価格は〇,〇〇〇,〇〇〇円、圃場は〇〇〇〇です。所有権移転のための売買は、3月31日にあっせん委員会を開催しております。以上です。

議長： 只今、所有権移転の1番について説明がありましたが、この件についてあっせん委員長の住田委員、補足説明はありませんか。

住田委員： 只今事務局が申し上げたとおりでございますが、〇〇さんにおかれましては私達は介入できませんが宅地及び住宅も含めて購入をしております。それで畑に関しては10a当り〇〇,〇〇〇円、水田に関しては10a当り〇〇〇,〇〇〇円弱ということになりました。以上です。

議長： それでは、只今の所有権移転の1番について何かご質問はありませんか。

各委員： ありません。

議長： 無いようですので、採決致します。所有権移転の1番について原案の通り決定する事に賛成の委員は挙手をお願いします。

「 全 員 挙 手 」

議長： 賛成全員であります。所有権移転の1番について、議案の通り決定致しました。

議長： 続きまして、所有権移転の2番について事務局より説明をお願いします。

事務局次長： はい、所有権移転の番号2、売主、〇〇〇、〇〇 〇〇、〇〇〇、〇〇 〇〇、買主、〇〇〇〇、〇〇 〇〇、地番〇〇〇〇番〇外3筆計4筆、地目、〇〇〇〇番1外2筆田、外1筆畑、面積合計、〇〇,〇〇〇㎡、水張、〇〇〇.〇a、作付、〇.〇a、経営面積〇〇〇,〇〇〇.〇〇㎡、うち借入面積、〇〇〇,〇〇〇.〇〇㎡、申請理由、相続した農地を非農家で耕作出来ないため、あっせん委員は、富永委員、坂口委員、氏家委員、売買価格は〇,〇〇〇,〇〇〇円、圃場は〇〇〇〇です。所有権移転のための売買は、4月9日にあっせん

委員会を開催しております。以上です。

議長： 只今、所有権移転の2番について説明がありましたが、この件についてあつせん委員長の富永委員、補足説明はありませんか。

富永委員： この度は前回あつせん取下げとなった件でありましたが、1件落着きました。水田の価格は用水から下ですぐに田として利用できる箇所が〇〇,〇〇〇円、ポンプアップ等又は多少の手直しが必要な個所が〇〇,〇〇〇円です。また今回ここには記載されていませんが、宅地にあった納屋等も解体するための費用も含めて総額で〇,〇〇〇,〇〇〇円ということになりました。以上です。

議長： それでは、只今の所有権移転の2番について何かご質問はありませんか。

各委員： ありません。

議長： 無いようですので、採決致します。所有権移転の2番について原案の通り決定する事に賛成の委員は挙手をお願いします。

「 全 員 挙 手 」

議長： 賛成全員であります。所有権移転の2番について、議案の通り決定致しました。

議長： 続きまして、利用権設定の新規3番から5番について、事務局より説明をお願いします。

事務局次長： はい、利用権設定の新規番号3、貸主、〇〇〇〇、〇〇 〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇 〇〇、以下5番まで借主同じ、地番、〇〇〇番〇の内、地目、田、面積合計〇,〇〇〇㎡、水張、〇〇.〇a、経営面積うち借入面積とも、〇〇〇,〇〇〇.〇〇㎡、申請理由、借主変更による相手方の要望、期間、9年、以下5番まで同じ、番号4、貸主、〇〇〇〇、〇〇 〇〇、地番、〇〇 〇番〇外3筆計4筆、地目、全て田、面積合計〇,〇〇〇㎡、水張、〇〇.〇a、経営面積うち借入面積とも、〇〇〇,〇〇〇.〇〇㎡、番号5、貸主、〇〇〇〇、〇〇 〇〇、地番、〇〇〇番〇の内、地目、田、面積合計〇,〇〇〇㎡、水張、〇〇.〇a、経営面積うち借入面積とも、〇〇〇,〇〇〇.〇〇㎡、以上です。

議長： 只今、3番から5番について、事務局より説明がありましたが何か質問はございませんか。

各委員： ありません。

議長： 無いようですので、採決致します。利用権設定の3番から5番について原案の通り決定する事に賛成の委員は挙手をお願いします。

「 全 員 挙 手 」

事務局次長： 賛成全員であります。利用権設定の3番から5番について、決定致しました。

議長： 続きまして、7ページの利用権設定、6番について、審議致しますが、当麻町農業委員会会議規則第8条の議事参与の制限により〇〇委員は退席願います。

【〇〇委員退席】

議 長： 事務局より説明をお願いします。

事務局次長： 番号6、貸主、〇〇〇〇、〇〇 〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇 〇〇、地番、〇〇〇〇番〇外2筆計3筆、地目、全て田、面積合計〇〇,〇〇〇㎡、水張、〇〇〇.〇a、経営面積、〇〇〇,〇〇〇.〇〇㎡、うち借入面積、〇〇〇,〇〇〇.〇〇㎡、申請理由、後継者との解約後の借主変更による相手方の要望、期間、1年、以上です。

議 長： 只今の6番について、何か質問はありませんか。

各委員： ありません。

議 長： 無いようですので、採決致します。利用権設定の6番について原案の通り決定する事に賛成の委員は挙手をお願いします。

「 全 員 挙 手 」

議 長： 賛成全員であります。利用権設定の6番について、原案の通り決定致しました。〇〇委員に入室してもらうよう、お願いします。

議 長： 続きまして、利用権設定の7番から継続11番について、一括説明をお願いします。

事務局次長： はい、番号7、貸主、〇〇〇〇、〇〇 〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇 〇〇、地番、〇〇〇〇番〇の内、地目、田、面積合計〇〇,〇〇〇㎡、水張、〇〇〇.〇a、経営面積、〇〇〇,〇〇〇.〇〇㎡、うち借入面積、〇〇〇,〇〇〇.〇〇㎡、申請理由、相手方の要望、期間、6年、番号8、貸主、〇〇〇〇、〇〇 〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇 〇〇、地番、〇〇〇〇番〇外3筆計4筆、地目、〇〇〇〇番〇畑他3筆田、面積合計〇,〇〇〇㎡、水張、〇〇.〇a、作付、〇〇.〇a、経営面積うち借入面積とも、〇,〇〇〇.〇〇㎡、申請理由、相手方の要望、期間、5年、〇〇さんにおかれましては新規就農者でございます。年齢は57歳、過去5年ほど兄で〇〇〇〇の〇〇〇〇さんの圃場で耕作経験を積み、この度自分名義で土地を借り農業者となる予定です。農業経営基盤強化促進法によります野菜専業の下限面積は1haで3,000㎡ほど足りませんが、㎡あたりの収益が上がる作物につきましては認めている経緯があります。今後圃場が荒廃されるようなことが見受けられた場合には解約もありうるということで説明をしております。ご審議をお願いいたします。番号9、貸主、〇〇〇、〇〇 〇〇、〇〇〇、〇〇 〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇 〇〇、地番、〇〇〇〇番〇〇外4筆計5筆、地目、全て田、面積合計〇〇,〇〇〇㎡、水張、〇〇〇.〇a、経営面積、〇〇,〇〇〇.〇〇㎡、うち借入面積、〇〇,〇〇〇.〇〇㎡、申請理由、法定相続人との正式契約によります相手方の要望、期間、5年、番号10、貸主、〇〇〇〇、〇〇 〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇、地番、〇〇〇〇番〇の内、地目、全て田、面積合計〇,〇〇〇㎡、水張、〇〇.〇a、経営面積、〇〇〇,〇〇〇.〇〇㎡、うち借入面積、〇〇〇,〇〇〇.〇〇㎡、申請理由、相続後の相手方の要望、期間、3年、利用権設定の継続、番号11、貸主、〇〇〇〇、〇〇 〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇 〇〇、地番、〇〇〇〇番〇、地目、田、面積合

計〇〇,〇〇〇㎡、水張、〇〇〇.〇a、経営面積、〇〇〇,〇〇〇.〇〇㎡、うち借入面積、〇〇〇,〇〇〇.〇〇㎡、申請理由、相手方の要望、期間、5年、以上です。

議長： 只今説明がありました8番の新規就農者の関係につきまして、何か質問はありませんか。

各委員： ありません。

議長： よろしいでしょうか。

議長： それでは無いようですので、採決致します。利用権設定の7番から11番について原案の通り決定する事に賛成の委員は挙手をお願いします。

「 全 員 挙 手 」

議長： 賛成全員であります。利用権設定の7番から11番について、議案の通り決定致しました。

議長： 続きまして、16ページの議案第16号、土地の現況証明書交付について、事務局より1番について説明をお願いします。

事務局次長： はい、議案第16号 土地の現況証明書交付について 次のとおり、土地の現況証明の願いがあったので審議を求める。平成28年4月25日提出、当麻町農業委員会会長名。番号1,地番〇〇〇〇番〇外1筆計2筆、登記地目2筆とも畑、利用状況、農地以外、面積合計、〇〇,〇〇〇㎡、申請人氏名、所有者氏名とも、〇〇〇〇、〇〇〇〇、願出理由、地目変更登記のため。現地確認は、4月13日、阿部委員と富永委員が行いました。願い出のありました土地は、17ページに記載の箇所でございます。40年以上前から、農地として耕作されておらず原野化しております。現地の状況から見て農地復元は困難でありますので農地以外と判断いたしました。以上です。

議長： はい、ただいま土地の現況証明書交付についての1番について、事務局より説明が有りました。1番について、ご質問等ございませんか。

各委員： ありません。

議長： それでは、採決いたします。議案第16号、土地の現況証明書交付の1番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

「 全 員 挙 手 」

議長： はい、賛成全員であります。1番については原案のとおり決定いたしました。

議長： 続きまして、土地の現況証明書交付について、事務局より2番について説明をお願いします。

事務局次長： 番号2、地番、〇〇〇〇番〇、登記地目畑、利用状況、農地以外、面積〇,〇〇〇㎡、申請人氏名、所有者氏名とも、〇〇〇〇、〇〇 〇〇、願出理由、地目変更登記のため。現地確認は、4月15日に、坂口委員と富永委員が行いました。願い出のありました土地は、18ページに記載の箇所でございます。樹高から推測すると相当以前より、山林化している土地でありまして、現地の状況から見て農地復元は困難と判断いたしました。以上です。

議長： はい、ただいま土地の現況証明書交付についての2番について、事務局より説明が有りました。2番について、ご質問等ございませんか。

各委員： ありません。

議長： それでは、採決いたします。議案第16号、土地の現況証明書交付の2番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

「 全 員 挙 手 」

議長： はい、賛成全員であります。2番については原案のとおり決定いたしました。

議長： 続きまして、19ページの議案第17号、あっせんの取下者について、事務局より1番について説明をお願いします。

事務局次長： はい、議案第17号、あっせんの取下者について、平成28年4月25日、提出、当麻町農業委員会会長名、番号1、住所、〇〇〇〇、氏名、〇〇 〇〇、地番、〇〇〇〇番〇外1筆計2筆、登記地目、現況地目とも全て田、面積合計〇〇,〇〇〇㎡、水張〇〇〇.〇a、平成28年3月11日申出です。以上です。

議長： それでは、1番についてあっせん委員長の阿部委員より、あっせん取下げに至った経緯など補足説明をお願いします。

阿部委員： 先あっせんに出されたわけですが、時期が時期ということもあり、また農地の隣が山林ということでその部分が影になるということで、一つのネックかなというふうになっており、隣接者またその他の方々にお話を持って行ったわけではありますが合意ならず、この度の取下げとなりました。以上です。

議長： このことについて、皆様からご質問等はございませんか。

各委員： ありません。

議長： それでは、採決いたします。議案第17号、あっせんの取下者について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

「 全 員 挙 手 」

議長： はい、賛成全員であります。原案のとおり決定いたしました。

議長： 本日の総会に提出した議案は以上であります。全体の審議をとおして質問等ございませんか。

各委員： ありません。

議長： 本日、関係機関の皆さんが出席されておりますので、関係機関の皆さんから、何かございましたらお願いします。

議長： 農業振興課から

農林課： 特にごございません。

議長： 農業センター

農業センター： 農業センターから報告申し上げます。4月12日地域農業再生協議会総会におきまして平成28年度の経営所得安定対策に係る水田フル活用ビジョン産地交付金につきましてご承認いただきまして、産地交付金の活用方法につきましてご承認をいただき現在農政事務所を通じまして道協議会の方へ報告



書類を提出しております。また先週 18 日から 22 日の 5 日間におきまして経営所得安定対策の申請受付を行い、また各転作図面の受付を実施いたしました。本年度の該当農家につきましては 457 戸あり、うち 400 戸ほどが終了しております。今後残りの受付をしまして 6 月末の申請に向け実施してまいります。また 6 月中旬ころより牧草の現地確認、7 月上旬に転作作物の現地確認をしたいと考えております。また 26 日から 28 日にかけて米穀課、資材課で水稻育苗の生育調査をしたいと計画しております。以上です。

議長： 土地改良区

土地改良区： 土地改良区からは通水についてお知らせいたします。28 日午後 2 時より当麻ダム水天宮において水天宮祭、午後 3 時より大雪頭首工において通水式を執り行いますので、よろしく願いいたします。なお通水開始については例年通り 5 月 1 日より通水が始まりますが、用水路の清掃等の関係もありますので路線ごとにばらつきがございますが順次通水が始まりますのでよろしく願いいたします。以上です。

議長： 農協

農協： 特にございません。

議長： 普及センター

普及センター： 先ほども話がありましたが 26 日から 3 日間、私も水稻育苗生育調査に同行いたしますのでよろしくお願いいたします。以上です。

議長： 共済組合

農協： 特にございません。

議長： 以上、関係機関の皆様よりお話を頂きましたが、内容等についてご質問等ございませんか。

議長： それでは、事務局より連絡事項がありましたらお願いします。

事務局次長： 特にございません。

議長： それでは、今回は平成 28 年 5 月ですが、全国農業委員会会長大会が 5 月 25 日から 27 日の日程でありますして、阿部代理に出席してもらうことになっていきますので、田植えの時期で忙しい時期であります出席のほどよろしくお願いいたします。5 月の農業委員会総会の日程であります、5 月 30 日、月曜日に開催します。時間につきましては、田植えの時期でもありますので、昨年と同じように 12 時 30 分から昼食をこの会議室で取りまして、午後 1 時から総会を開催したいと思っておりますので、お忙しい時期ですが日程の調整をよろしくお願いいたします。

議長： これをもちまして、本日の総会を閉会いたします。

局長： ご起立願います。礼。ご苦労さまでした。

閉会 14 時 5 分